

野田市一般職の職員の期末手当及び
勤勉手当の支給に関する規則等の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第5号

野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等 の一部を改正する規則

(野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年野田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第2項中「内容を」の次に「市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該処分の内容を」を加え、「することをもって」を「し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に、「掲示された」を「当該措置を開始した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該処分の内容を当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

(野田市工事執行規則の一部改正)

第2条 野田市工事執行規則（平成元年野田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

- 2 前項の公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受

けるべき者に公示する旨を市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

- (1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（野田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第3条 野田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年野田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改める。

第3条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第17条第2項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第18条及び第19条中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第7条の4第2項及び第2条の規定による改正後の野田

市工事執行規則第26条第2項の規定は、この規則の施行の日以後にする公示送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達又は通知については、なお従前の例による。